

# 特定口座開設届出書

兼特定管理口座開設届出書  
兼特定口座源泉徴収選択届出書  
兼源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書

内藤証券株式会社 御中

部店	口座番号
3	8 1

① 現在弊社にご登録の内容を太枠内すべてご記入ください。

お申込日	年 月 日	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日
ご氏名 (自署)			
ご住所	〒	都道府県	電話番号:( ) -
個人番号	<input checked="" type="checkbox"/> 個人番号告知済 <input type="checkbox"/> 別紙に記載		

## 特定口座・特定管理口座を開設する

特定口座内でのお取引の都度、弊社が損益の計算を行います。年内の特定口座で株式を売却等行っているお客様には、翌年の1月中旬に確定申告にご利用いただける「年間取引報告書」を作成いたします。

開設する勘定	特定保管勘定(保護)
	特定信用取引勘定(信用)※申込時に信用取引口座を開設されている場合のみ、開設されます。

② ご希望の源泉徴収区分に✓をご記入ください。(いずれか1つ)

### 源泉徴収を選択する・源泉徴収選択口座内配当等受入を開始する

弊社が納税を行うため、確定申告が原則不要です。上場株式等の売却損と配当金等が自動的に損益通算されます(国内上場株式等の配当金等に適用するには、配当金の受取方法に「証券会社の取引口座でのお受取り(株式数比例配分方式)」をご選択いただく必要があります)。

### 源泉徴収を選択しない

弊社が損益を計算し、確定申告にご利用いただける「年間取引報告書」を作成致しますが、納税は行いません。お客様ご自身での確定申告が必要です。

③ 下記の書類を添付の上、ご返送ください。

- 個人番号通知届出書兼告知書  
 番号確認書類  
 本人確認書類 } 添付書類一覧をご参照ください

ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

サポートセンター:  0120-7110-76  
(平日8:30~17:00)

※一般口座で保有されている株式等は、特定口座へ振り替えることはできません。特定口座開設後に「特定」を指定し、注文されたお取引から特定口座が適用されます。

※特定口座・特定管理口座は1証券会社につき1口座のみ開設できます。弊社で複数の口座を開設されている場合は、どちらかに集約(一方を閉鎖)していただく必要があります。

## 特定口座開設届出書・特定管理口座開設届出書【特定口座を開設されるお客様の同意事項】

私は、租税特別措置法第37条の11の3第1項又は第2項及び同法第37条の11の2第1項又は第2項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第25条の10の2第5項、及び、同令第25条の9の2第8項の規定により、この旨を届け出ます。

## 特定口座源泉徴収選択届出書・源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書【源泉徴収を選択されるお客様の同意事項】

私は、租税特別措置法第37条の11の4第1項の規定の適用を受けたいので、この旨を届け出ます。なお、この届出は、私から同規定の適用を受けることを取りやめたい旨申し出ない限り、引き続き有効なものとして取り扱ってください。

貴社が支払の取扱いをする上場株式等の配当等につき源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定への受け入れを依頼し、租税特別措置法第37条の11の6第1項の適用を受けていたので、同法第2項の規定に基づきこの旨を届け出ます。

特定口座・特定管理口座を開設している営業所等および、特定上場株式配当等勘定が設けられた源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所	所在地	大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル19階	
	部・支店名	内藤証券株式会社 インターネット営業部	

社内使用欄

受入開始日
-------

本人確認書類					
番	印	住	保	免	
外	旅	他( )			

部店	口座番号	入力	責任者
381			

入力日

受理日付

# 個人番号通知届出書 兼 告知書 告

- 総合口座取引申込書 兼 保護預り口座設定申込書 兼 振替決済口座設定申込書兼 一般債振替決済口座開設申込書 兼 投資信託受益権振替決済口座開設申込書 兼 株式等振替決済口座開設申込書 兼 外国証券取引口座設定申込書 兼 特定口座・特定管理口座届出書 兼 特定口座源泉徴収選択届出書 兼 源泉徴収口座内配当等受入開始届出書 兼 非課税口座開設届出書
- 上場株式等の配当・公社債の利子・投資信託の収益の分配・国外発行株式等の配当・国外公社債等の利子・国外投資信託等の配当の包括告知書 兼 株式等の譲渡の対価の告知 兼 配当等とみなす金額の交付の告知 兼 償還金等の交付の告知 兼 上場株式等の配当・公社債の利子・投資信託の収益の分配・国外発行株式等の配当・国外公社債等の利子・国外投資信託等の配当の告知に係る申請書 兼 株式等の譲渡の対価の受領者の告知に係る申請書 兼 配当等とみなす金額の交付の告知に係る申請書 兼 償還金等の交付の告知に係る申請書 兼 特定口座開設時の告知等 兼 非課税口座開設時の告知等
- 住所等の変更届出書 兼 変更包括告知書 兼 特定口座異動届出書 兼 非課税口座異動届出書

会社コード	部店	口座番号	担当者コード	帳票番号
00D	381		100	01

内藤証券株式会社 御中

※黒のボールペン(自署)でご記入ください。

ご記入日	令和 年 月 日
フリガナ	
お名前	

個人番号	<input type="text"/>
------	---

私は、以下の規定により、個人番号を告知します。

区分	根拠条文
上場株式等の配当・公社債の利子・投資信託の収益の分配・国外発行株式等の配当・国外公社債等の利子・国外投資信託等の配当	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令第16条第5項、所得税法施行規則(平成26年7月9日財務省令第53号)附則第51条第3項
株式等の譲渡の対価の受領者	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令第16条第13項

区分	根拠条文
上場株式等の配当・公社債の利子・投資信託の収益の分配・国外発行株式等の配当・国外公社債等の利子・国外投資信託等の配当	所得税法施行規則(平成26年7月9日財務省令第53号)附則第49条第2項、第52条第2項
株式等の譲渡の対価の受領者	所得税法施行規則(平成26年7月9日財務省令第53号)附則第54条第2項
配当等とみなす金額の交付	所得税法施行規則(平成26年7月9日財務省令第53号)附則第55条
償還金等の交付	所得税法施行規則(平成26年7月9日財務省令第53号)附則第56条

特定口座	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第8条第3項により、個人番号を告知します。
------	--

非課税口座	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第8条第5項により、個人番号を告知します。
-------	--

## 【社用欄】

番号登録の対象 新規 NISA(新規) NISA(他社からの変更) 特定 氏名・住所変更 先物・OP

金融商品取引業者等の名称・所在等	名 称	内藤証券株式会社	番号確認書類	本人確認書類	確認者印	センター
	支店名	インターネット営業部	<input type="checkbox"/> 通知カード			/
所在地	530-6119 大阪府大阪市北区中之島3-3 -23中之島ダイビル19階	<input type="checkbox"/> 番号付住民票等	福・在			
		<input type="checkbox"/>	( )			

# 個人番号ご提供の方法

## イ. 個人番号カードで提出される方は下記1~3をご提出ください。

### ①個人番号通知届出書 兼 届出書



赤枠内をご記入ください。

### ②個人番号カードの表面コピー



### ③個人番号カードの裏面コピー



## ロ. 個人番号が記載された住民票でご提出される方は下記1~3をご提出ください。

### ①個人番号通知届出書 兼 届出書



赤枠内をご記入ください。

### ②個人番号が記載された住民票 6か月以内発行の原本をご提出 ください(コピー不可)。



### ③本人確認書類

下記いずれかの書類を1つ  
ご提出ください。

- a.運転免許証
- b.旅券(パスポート)
- c.在留カード
- d.特別永住者証明書
- e.運転経歴証明書
- f.各種健康保険証
- g.介護保険証
- h.印鑑証明書(コピー不可)

## ハ. 通知カードでご提出される方は下記1~3をご提出ください。

※通知カードと本人確認書類の氏名もしくは住所に相違がある場合は使用できません

### ①個人番号通知届出書 兼 届出書



赤枠内をご記入ください。

### ②通知カードのコピー



変更履歴の記載がある場合  
裏面もコピー

別途、本人確認書類が必要です

### ③本人確認書類(A. 顔写真あり)

下記いずれかの書類を1つ  
ご提出ください。

- a.運転免許証
- b.旅券(パスポート)
- c.在留カード
- d.特別永住者証明書
- e.運転経歴証明書

### ③本人確認書類(B. 顔写真なし)

下記いずれかの書類を2つ  
ご提出ください。

- f.各種健康保険証
- g.介護保険証
- h.印鑑証明書(コピー不可)
- i.住民票(コピー不可)

(注)書類提出の際は、下記要件をご確認ください。ご氏名、ご住所、生年月日の箇所が必要となります。

a	運転免許証	有効期限内	裏面に変更履歴の記載があるものは裏面のコピーも必要
b	旅券(パスポート)	有効期限内	顔写真のページ及び所持人記入欄 ※2020年2月3日以前に発給申請された住所記載欄があるものに限る
c d	在留カード 特別永住者証明書	在留期限内	永住者の場合は次回申請期限に到達していないもの 裏面に変更履歴の記載があるものは裏面のコピーも必要
e	運転経歴証明書	—	交付年月日が2012年4月1日以降のものに限る 裏面に変更履歴のあるものは裏面のコピーも必要
f	各種健康保険証	有効期限内	住所欄に現住所の記載や記入があるもの カード式健康保険証で住所欄が裏面にある場合は裏面のコピーも必要
h	印鑑証明書	発行日から6か月以内	—
i	住民票	発行日から6か月以内	世帯全員等の複数頁に渡る場合、全頁が必要